

3. 議会関係

(8) 通年会期制に関する調 (令和7年4月1日現在)

① 都道府県分

ア 法第102条の2第1項による通年会期を導入している議会

都道府県名	導入時期	会期の始期	定例日の設定状況
栃木県	H25.4.1	4月1日	令和7年 5月28日、5月30日、6月3日、6月4日、6月16日、9月18日、9月22日、9月25日、9月26日、10月9日、11月26日、11月28日、12月2日、12月3日、12月12日 令和8年 2月16日、2月18日、2月19日、2月24日、2月25日、3月6日、3月19日

イ 法第102条第2項の定例会を年1回とする議会

都道府県名	導入時期	会期の設定状況
三重県	H25.1.1	令和6年1月18日から令和6年12月19日まで
滋賀県	H26.3.31	令和6年4月26日から令和7年3月19日まで

② 市区町村分

ア 法第102条の2第1項による通年会期を導入している議会

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の始期	定例日の設定状況
北海道	豊浦町	H27.11.15	11月15日	6月、9月、12月及び翌年3月のそれぞれ次に掲げる日とする。ただし定例日が豊浦町の休日に関する条例(平成2年豊浦町条例第7号)第1条第1項のい休日にあたる場合は、当該日以後の最初の平日を定例日とみなす。 (1)6月及び12月の定例日は、第2火曜日並びにこれに続く水曜日、木曜日及び金曜日とする。 (2)9月の定例日は、15日から25日までの間とする。 (3)翌年3月の定例日は、5日から20日までの間とする。
北海道	洞爺湖町	H26.5.1	5月1日	6月 15日から4日間 9月 10日から8日間 12月 10日から4日間 3月 5日から10日間 (すべて休日を除く)
北海道	日高町	H25.1.1	1月1日	3月、6月、9月及び12月の第2水曜日並びにこれに引き続く木曜日及び金曜日
北海道	森町	H23.1.1	1月1日	3月及び9月の1日から15日、6月及び12月の第2週目の月曜日から金曜日のうちいずれか2日。ただし特別の事情のある場合を除き第2週目の火曜日及び水曜日
岩手県	久慈市	H27.4.1	4月1日	(6月)6月の第2木曜日、翌週の火・水曜日、翌々週の金曜日 (9月)9月の第1木曜日、翌週の火・水曜日、3週間後の週に属する金曜日 (12月)12月の第1木曜日、翌週の火・水曜日、翌々週の金曜日 (2月)2月の最終金曜日、翌々週の火・水曜日、4週間後の週に属する火曜日
岩手県	葛巻町	H26.1.20	1月20日	①3月定例会議…3月の第1金曜日、その翌週の月曜日から金曜日までの各日並びに翌々週の月曜日及び火曜日 ②6月定例会議…6月の第1金曜日及びその翌週の月曜日から金曜日までの各日 ③9月定例会議…9月の第1金曜日及びその翌週の月曜日から金曜日までの各日 ④12月定例会議…12月の第1金曜日及びその翌週の月曜日から金曜日までの各日
宮城県	大和町	H30.1.1	1月1日	3月、6月、9月及び12月の1日(ただし、定例日が大和町の休日を定める条例(平成元年大和町条例第33号)第1条第1項の各号に規定する町の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日以降の最初の休日でない日)
宮城県	美里町	H28.3.25	4月1日	6月及び12月の第2火曜日 9月及び翌3月の第1火曜日
宮城県	南三陸町	R3.4.1	4月1日	3月の第1火曜日から第4火曜日まで、 6月の第1火曜日から第3火曜日まで、 9月の第1火曜日から第4火曜日まで 12月の第1火曜日から第3火曜日まで
福島県	福島市	H26.8.1	8月1日	9月及び12月の1日、翌年3月及び6月の1日
福島県	国見町	R7.4.1	4月1日	6月、9月、12月及び翌年の3月の1日
福島県	下郷町	R5.4.1	4月1日	3月の第1金曜日、6月、9月及び12月は、それぞれの第1月曜日
福島県	棚倉町	R2.1.1	1月1日	(1)3月 第2水曜日(ただし、第2水曜日が11日以降の日となる場合は、第1水曜日とする。) (2)6月 第2水曜日 (3)9月 第2火曜日 (4)12月 第2水曜日
福島県	三春町	R3.1.1	1月1日	3月及び12月の1日、6月及び9月の1日前後の直近の金曜日(当該日が三春町の休日を定める条例第1条第1項に規定される日の場合は、その日後の最も近い休日でない日)
福島県	小野町	H26.1.1	1月1日	3月の第1木曜日、6月の第2水曜日、9月の第1木曜日、12月の第1木曜日
茨城県	常総市	H26.5.1	5月1日	6月、9月、12月及び翌年3月の1日
茨城県	坂東市	H31.1.1	1月1日	3月、6月、9月、12月の第1水曜日
神奈川県	秦野市	R4.1.1	1月1日	次の期間にある日(本市の休日を除く。) 2月20日から3月31日まで、6月1日から6月30日まで、 9月1日から10月20日まで、11月25日から12月20日まで
神奈川県	厚木市	H27.1.1	1月1日	(1)2月22日から3月19日まで (2)6月1日から6月21日まで (3)9月1日から10月5日まで (4)11月29日から12月21日まで (会議を開かない日及び厚木市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く)
神奈川県	開成町	H27.4.1	1月1日	3月、9月及び12月の第1火曜日 6月の第3金曜日
新潟県	柏崎市	H25.5.1	5月1日	6月、9月及び12月の5日、翌年2月16日

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の始期	定例日の設定状況
新潟県	阿賀町	H27.5.1	5月1日	6月11日～20日、9月4日～19日、12月3日～12日、3月5日～19日
新潟県	関川村	H29.8.1	8月1日	・3月会議…第2週の木曜日、金曜日、第3週の月曜日及び第4週の火曜日 ただし、第2週の木曜日が11日以降の日となるときは、第2週の火曜日、水曜日、木曜日及び第3週の金曜日 ・6月会議…第2週の木曜日、金曜日、第3週の月曜日及び木曜日 ・9月会議…第2週の木曜日、金曜日、第3週の月曜日及び第4週の火曜日 ・12月会議…第2週の木曜日、金曜日、第3週の月曜日及び木曜日
石川県	津幡町	H25.1.1	1月15日	3月、6月、9月及び12月の4日
石川県	中能登町	H28.3.18	4月1日	6月、9月及び12月の5日、翌年3月の5日
石川県	能登町	H26.11.1	1月1日	3月、6月、9月及び12月の6日
三重県	鳥羽市	H26.5.1	5月1日	5月15日、6月の第2火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日、9月の第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日、12月の第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日、3月の第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日(ただし、定例日が市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日を定例日とする。)
滋賀県	守山市	R1.10.16	10月16日	次に掲げる期間中 (1) 2月20日から3月31日まで (2) 5月25日から7月5日まで (3) 8月20日から10月5日まで (4) 11月15日から12月25日まで
大阪府	四條畷市	H29.5.1	5月1日	5月18日 6月1日、同日から起算して市の休日を除いた12日を経過する日及び13日を経過する日 9月1日、同日から起算して市の休日を除いた12日を経過する日及び13日を経過する日 12月1日、同日から起算して市の休日を除いた12日を経過する日及び13日を経過する日 2月24日、同日から起算して市の休日を除いた8日を経過する日、19日を経過する日及び20日を経過する日
大阪府	島本町	H26.4.1	4月1日	6月23日、9月3日、12月13日、翌年2月27日
大阪府	豊能町	H30.1.1	1月1日	3月、6月、9月、12月の第1月曜日 (ただし、町の休日に当たるときは、当該日以後において最も近い日)
大阪府	能勢町	H27.1.1	1月1日	3月4日、6月15日、9月10日、12月10日
大阪府	河南町	H29.10.1	4月1日	6月、9月、12月、翌年3月の原則第1火曜日
兵庫県	丹波篠山市	R1.5.1	5月1日	6月、9月、12月及び3月のそれぞれ第1火曜日、第3水曜日、第3木曜日及び第4木曜日。ただし、定例日が丹波篠山市の休日を定める条例に規定する休日に当たる場合は、その日後において最も近い日を定例日とする。
島根県	浜田市	H31.4.1	11月1日	12月1日、2月24日、6月15日、9月1日
岡山県	鏡野町	H25.4.1	1月4日	3月、6月、9月及び12月の3日
徳島県	小松島市	H25.9.1	5月1日	6月の10日、9月及び12月の3日、翌年3月3日
徳島県	三好市	H25.11.1	12月1日	(1)2月25日 (2)6月1日 (3)9月2日 (4)11月28日
徳島県	勝浦町	H25.7.10	7月10日	6年7月10日,23日,24日,29日,8月22日,9月10日,11日,12日,13日,19日,10月17日,30日,11月25日,26日,27日,12月17日,7年1月21日,2月18日,28日,3月3日,4日,5日,18日,19日,21日,24日25日,4月22日,5月20日,6月17日
徳島県	那賀町	H29.11.1	11月1日	令和5年5月23日、6月15、16、19日、7月4日、8月4日、9月5、6、7、26日、10月13日、11月2日、12月5、6、7、22日令和6年1月18日、2月16日、3月5、6、7、22日、5月24日、6月14、17、18日、7月2日、8月6日、9月4、5、6、24日、10月11日、11月8日、12月4、5、9、26日令和7年1月20日、2月17日、3月5、6、10、26日
福岡県	川崎町	H25.4.1	4月1日	6月、9月、12月及び翌年の3月のそれぞれ第1火曜日を一日目とし、四日目までを条例で規定している
長崎県	小値賀町	H28.6.24	4月30日	6月18日、19日及び20日 9月10日、11日、12日、13日、14日、15日、16日及び17日 12月5日、6日及び7日 3月7日、8日、9日、10日、11日、12日及び13日
熊本県	御船町	R6.4.1	4月1日	3月、6月、9月及び12月の第2木曜日
熊本県	多良木町	H27.4.1	4月1日	6月、9月、12月及び翌年3月のそれぞれ第1又は第2火曜日を初日とし、当該日以降の期間において議長が定める日
熊本県	あさぎり町	H25.4.1	4月1日	3月、6月、9月及び12月の第1又は第2火曜日から数日間とする。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。
計	45団体	45件		

イ 法第102条第2項の定例会を年1回とする議会

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況
北海道	栗山町	R3.12.1	5月1日から4月30日まで
北海道	白老町	H20.6.1	1月1日から12月31日まで
北海道	福島町	H21.4.1	4月1日から3月31日
北海道	利尻富士町	H26.3.1	3月召集の日から翌年の招集日前日まで (議員の任期満了の年における会期は、3月召集の日から9月末日及び11月召集の日から翌年の招集日前日まで)
北海道	斜里町	H30.12.17	5月1日から4月30日まで
北海道	芽室町	H25.4.1	5月1日から4月30日まで
北海道	池田町	H27.1.1	・池田町議会の定例会の会期は1月から12月とする。ただし、議員の任期満了の年にあつては、1月から4月及び5月から12月とし、議会の解散があつた場合は、1月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後の月から12月までとする。 (会期は通年だが、何月何日から何月何日までという特定の日は定めていない。)
北海道	根室市	H25.9.15	9月1日から8月31日まで
北海道	下川町	R3.4.1	5月1日から4月30日まで
岩手県	宮古市	H30.3.30	令和6年5月7日から令和7年4月30日(開会会議において会期を決定)
岩手県	北上市	H28.1.1	概ね4月10日から3月20日まで
岩手県	一関市	R3.1.1	招集日から12月まで。ただし、一般選挙等がある場合を除く
岩手県	滝沢市	H26.1.1	令和7年1月8日から12月12日まで
岩手県	紫波町	H26.4.1	1月7日から12月26日まで
岩手県	矢巾町	H26.6.1	1月4日から12月28日まで
岩手県	平泉町	H28.1.1	1月7日から12月25日まで
宮城県	登米市	H27.1.1	1月から12月まで
宮城県	蔵王町	H20.12.22	1月6日から12月26日まで
宮城県	柴田町	H25.4.1	4月から次の会期の前日まで
宮城県	川崎町	H24.3.14	1月～12月
宮城県	七ヶ浜町	R2.1.8	令和7年1月7日から12月26日まで
宮城県	色麻町	H27.1.1	1月7日から12月28日まで
宮城県	涌谷町	H26.1.1	1月から12月まで
秋田県	東成瀬村	H26.1.1	1月(招集された日)から議決した日まで
山形県	酒田市	R6.4.1	1月から12月まで。ただし、議員の任期満了又は議会の解散による一般選挙が行われる場合は、この限りではない。会期は、毎会期の初めに議会の議決で決定する。
福島県	会津若松市	R4.8.1	令和6年8月1日から令和7年7月31日まで
福島県	伊達市	R3.5.1	定例会は毎年5月に招集し、会期は毎年5月から翌年4月までとする。
福島県	只見町	H23.3.8	当年3月会議の開会日から翌年3月会議開会の前日まで
福島県	会津美里町	H28.1.1	1月から12月まで

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況
茨城県	つくば市	R6.4.1	令和7年4月16日から令和8年3月27日まで
茨城県	守谷市	H27.12.16	3月3日から2月28日まで
栃木県	矢板市	R4.5.1	5月19日から4月30日まで
栃木県	那須塩原市	R3.5.1	定例会が招集された日(原則として5月)から翌年の4月末日
群馬県	中之条町	H30.4.1	1月17日から12月16日まで
埼玉県	久喜市	R4.5.1	5月15日から4月30日
千葉県	鎌ヶ谷市	R1.5.1	5月から4月まで
千葉県	長生村	H22.1.1	1月から翌年の招集日前日までとする。議員の任期満了の年は1月から5月及び5月から翌年の招集日前日までとし、議会の解散があつた場合は1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日の属する月から翌年の招集日前日までとする。
千葉県	大多喜町	H25.3.26	原則1月から翌年の招集予定日の前日
東京都	文京区	H26.5.1	招集議会(5月)から翌年4月30日まで
東京都	墨田区	R1.5.1	5月29日から4月30日まで
東京都	荒川区	H26.4.1	5月から翌年4月まで
東京都	青梅市	H27.5.1	招集議会(5月)から翌年4月30日まで
東京都	あきる野市	H28.1.1	1月7日から12月18日まで
神奈川県	相模原市	H25.12.24	令和7年4月21日から令和8年3月24日まで
神奈川県	横須賀市	H29.5.1	定例会が招集された日(原則として5月)から翌年の4月末日
神奈川県	寒川町	H24.4.1	1月から同年12月まで(議員の任期満了の年における会期は、1月から同年2月及び3月から同年12月まで)
富山県	南砺市	R2.11.28	4月4日から3月31日まで
石川県	金沢市	H26.3.24	6月から翌年3月まで。議員の任期が満了する年は5月から翌年3月まで
石川県	七尾市	R2.4.1	6月から翌年の3月まで。ただし、議員の任期満了の日の属する年にあつては、6月から9月まで及び11月から翌年の3月まで
石川県	白山市	H25.9.1	2月から議決した日まで
石川県	内灘町	H27.12.17	5月から翌年4月30日まで
福井県	おおい町	R4.6.30	4月から翌年3月まで
長野県	軽井沢町	H23.1.1	1月10日から12月26日まで
長野県	木祖村	H24.9.14	3月から翌年2月まで
長野県	木曾町	R3.4.30	3月から翌年の2月まで
長野県	小布施町	H22.3.23	3月から翌年の2月まで
長野県	信濃町	H25.1.1	4月から12月まで
静岡県	藤枝市	R2.5.1	5月から4月まで
愛知県	犬山市	R2.5.1	5月12日から4月28日まで

都道府県名	市町村名	導入時期	会期の設定状況
愛知県	豊明市	H24.4.1	5月から翌年4月末までの間に定める
三重県	四日市市	H23.5.1	令和7年5月14日から令和8年4月30日まで
三重県	鈴鹿市	H30.5.1	定例会(毎年5月)が招集された日から翌年の4月末日までの間で定める。
三重県	名張市	R5.4.1	招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定める (4月に開催する招集議会において決定。令和6年度は、4月17日～3月31日)
三重県	伊賀市	R5.7.18	11月22日から10月31日まで
滋賀県	大津市	H25.5.17	5月中旬から4月30日まで (ただし、会期中の3月頃に、次年度の会期の始まる日の前日まで会期の延長を行う)
滋賀県	長浜市	R4.8.1	招集された日から議決した日まで
京都府	京都市	41701	令和6年定例会 令和6年4月22日から令和7年3月25日まで
京都府	亀岡市	H30.4.1	6月から翌年の3月まで(議員の任期満了日の属する年度の会期を除く)
京都府	久御山町	R2.4.1	令和6年4月17日から令和7年3月30日まで
京都府	精華町	H27.9.1	令和6年4月5日から令和7年3月28日まで
大阪府	枚方市	H27.5.1	令和7年5月16日から令和8年4月30日まで
大阪府	大東市	H26.4.1	令和7年4月1日から令和8年3月24日まで
大阪府	大阪狭山市	H25.4.1	令和6年5月15日から令和7年4月30日まで
和歌山県	かつらぎ町	H26.1.1	定例会の会期は、1月から12月までとする。 議員の任期満了の年における会期は、1月から7月及び7月から12月までとし、議会の解散があった場合の会期は、1月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後の月から12月までとする
島根県	安来市	H30.11.1	11月1日から10月31日まで
高知県	土佐清水市	H26.1.1	1月から12月まで
高知県	香美市	R2.1.1	1月から12月まで
佐賀県	玄海町	R2.6.1	1月から12月まで
長崎県	壱岐市	H24.1.1	1月から12月まで (令和6年は、1月16日から12月27日まで)
鹿児島県	南大隅町	H25.4.1	毎年4月～翌年3月まで
計	80団体	80件	